

イグアス 総合クラウドサービス for IBM i IBM Cloud サービス Power Systems Virtual Server のご契約条件

IBM Cloud サービス Power Systems Virtual Server のご契約条件に関する総合システムサービス(以下、「本サービス」という)には、「共通契約条項(第三者サービス用)」の他、以下の各条項が適用されます。

[1] サービス提供者

本サービスは、日本アイ・ビー・エム株式会社(以下、「IBM」という)が提供者となるサービスです。

[2] サービス内容

1. 本サービスの内容、適用範囲、提供条件、甲がサービスを受ける際の遵守事項、サービス提供者による料金返還の条件、個人情報の保護、損害賠償責任等については、IBM が定め <https://www.ibm.com/software/passportadvantage/agreementsandforms.html> に掲載されている「パスポート・アドバンテージのご契約条件」、<http://www-03.ibm.com/software/sla/slabd.nsf/sla/bm?OpenDocument> に掲載されている「Cloud Services terms」内のサービス記述書のご利用条件、および別途 <http://www-03.ibm.com/software/sla/slabd.nsf/sla/sd?OpenDocument> に提示されるサービスごとに対応の追加のサービス記述書(以下、まとめて「利用規約」という)に記載の通りとします。乙は、甲または最終利用顧客が「利用規約」を確認しないことにより生じた不利益について、責任を負わないものとします。
2. 本サービス提供のため必要があるにもかかわらず「利用規約」および別表にも記載のない事項があるときは、別途甲乙協議のうえ定めるものとします。
3. IBM による「利用規約」掲載 URL の変更は、当該変更により、甲または最終利用顧客が「利用規約」を確認することが著しく困難となる事情がない限り、甲または最終利用顧客の免責事由とはならないものとします。

[3] サービス提供責任

「利用規約」において、契約の履行内容としてサービス提供者が負担するとされる義務ないし責任等については、「利用規約」の内容に従い IBM より、甲または最終利用顧客に直接提供または負担されるものであり、乙は、本サービスの履行、不履行については、最終利用顧客および甲に対し直接の義務を負わないものとします。

[4] 契約期間

1. 本サービスの契約期間は、別表の「サービス提供期間」に記載の通りとします。ただし、本サービスの開始日から1年後の満了日の2ヵ月前までに、甲乙いずれからも書面による別段の意思表示がないときは、本契約は引き続き同一条件をもってさらに1年間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。
2. 甲は、2ヵ月前までに乙が定める方法により乙に通知することで、本サービスの更新後の満了日をもって解約することができます。

[5] サブスクリプション

サブスクリプションには、利用可能なサービスに対して選択したサブスクリプション期間にわたって確約された使用量レベルが必要です。「サブスクリプション」期間は12ヵ月前を1サイクル(または、残余期間が12ヵ月前よりも短い場合は、残りの月数を1サイクル)とします。「クラウド・サービス」の使用量に対する料金は、現行サイクルの確約されたサブスクリプション使用量レベルから差し引かれます。サイクルの確約された使用量レベルが消費されたら、サイクルの追加使用量は超過分として請求されます。契約した使用量のうち、当該サイクルの終了までに使用されなかった分は喪失します。当該注文に別途記載がない限り、サブスクリプションは、当該サブスクリプション期間の末日より前に解約することができず、かつ、同じ期間をもって自動更新されます。サブスクリプションが満了した場合、またはサブスクリプションの更新を行わない場合、アカウントは、従量課金ベースに戻ります。

— 以下空白 —